(富山県施策推進協議会での委員のご意見及び障害者団体から文書でいただいたご意見)

	∖田田オ	他東推進協議会での会員のこ息兄及の	仲古省団体が分入音でがにでいてに応え/
No	委員名 団体名	主なご意見(要旨)	素案での対応等
1	中西委員	・視覚障害者のための同行援護従事者について、資格を有している人のうち実際にサービス提供に従事している人は少ない。実働できる人を増やしてほしい。	・ご意見も踏まえて、素案 Ⅲ-2-(1)-②において「同 行援護や行動援護等のサービス提供体制を強化する ため、従業者養成研修の充実に努めます。」と記載し ています。 ・なお、研修修了者の多くがサービス提供に従事してい ただくための方策について、富山県視覚障害者協会 のご意見も伺いながら、研修等を実施する中で引き続 き検討していきます。
2	中西委員	・全国障害者スポーツ大会でメダルを 獲得した人に対し、県幹部がねぎら う機会を設けもらえれば選手の励み にもなる。	・障害者のスポーツは、障害のある方の健康の維持増進や社会参加の促進だけでなく、障害者に対する県民の理解を深めるなど多くの意義があります。このため、素案でも障害者スポーツの振興のための諸施策について掲載しています。(I-3-(1))・ご意見については、事業を実施する中で検討したいと考えています。
3	平野・富山県手を つなぐ育成会事 務局長 (浅野委員の代理)	・国の障害者基本計画では「行政 サービス等における配慮」という項 目があるが、県の計画でも行政の役 割をもっと積極的に盛り込んでもら いたい。	・ご意見を踏まえ、国の障害者基本計画の項目「行政サービス等における配慮」のうち、「行政機関における配慮及び障害者理解の促進等」に掲載されている施策に相当する施策として、素案 I -2-(1)において、「県職員等に対する障害者理解の促進や障害者差別解消法等に関する研修を実施し、障害者への配慮の徹底を図ります。」と記載しました。 ・また、国の基本計画の「選挙等における配慮等」に記載されている施策に相当する施策として、素案IV-3-(2)において、選挙に関する施策について記載しています。
4	平野・富山県手を つなぐ育成会事 務局長 (浅野委員の代理)	・骨子案では「防災・防犯対策の推進」と項目をひとくくりにしているが、 それでは今の大きな課題である防 災対策がぼやけてしまう。	・ご意見を踏まえ、IV-2-(2)「防災・防犯対策の推進」を「(2)防災対策の推進」と「(3)防犯対策の推進」の 2つの項目に分け、特に防災対策に関する施策の記 載を充実しています。
5	藤澤委員	・重症心身障害児について、緊急の 場合のショートステイがうまく利用で きないという実態がある。弾力的な 運用について考慮してほしい。	・重症心身障害児に関する施策については、素案Ⅱ-1 -(3)の①②で記載しています。特に、新病院・こども センター(※)では、重症児等への対応力を強化すると ともに、短期入所や通所サービスなど在宅支援機能を 強化することとしています。 ・ご意見は市町村や事業者に伝えるともに、状況をよく 確認しながら改善策としてどのようなことが考えられる のか、市町村や事業者等とともに研究してまいりま す。
6	中川委員	・啓発・広報活動や権利擁護は学校 関係者の協力を得て推進するとか、 防犯については警察関係者と連携 するなど、障害分野以外の関係機 関との連携を強めることが重要。	・ご意見も踏まえ、素案では各分野共通の「基本的視点」の一つに「総合的で切れ目のない支援を展開する」ことを掲げています。これを踏まえ、個々の施策については、できる限り福祉・保健・医療・教育・雇用など各分野が密接に連携して進めていくこととします。
7	石坂委員	・地域での福祉教育が重要である。 学校での福祉教育を、地域での実際の活動に結びつけるようにしてほ しい。地域でリーダー的な役割を担う福祉教育サポーター的な役割を担う人を育てるべき。	・福祉教育や地域での交流の促進等について、素案では I -1-(2)又は(3)で各種施策を記載しています。なお、ご指摘のとおり、地域での福祉教育推進のため・のリーダー的役割は重要であると考えており、素案ではⅢ-1-(1)②で民生委員に対する研修について記載しましたが、今後とも施策を展開する中で考えていきます。

		・市町村における手話通訳者の設置	・市町村における手話通訳者の設置については、これ
8	石倉委員	が進むよう、県から働きかけてほし い。	までも富山県聴覚障害者協会からのご要望を市町村 にお伝えしてきました。素案でも、Ⅳ-3-(3)において そのことを記載しています。
9	末村委員	・思春期〜成人の発達障害者をしっかりと診ることのできる専門医が不足しており、新病院・こどもセンターで専門医の確保をお願いしたい。	・平成27年の開院を目指している新病院・こどもセンターでは児童精神科医療の充実を図ることとしており、その旨を素案 Ⅲ-2-(2)①に記載しています。
10	末村委員	・発達障害児者に対する支援について、専門学校や高校への支援、就労からリタイヤしている母親への支援などの支援が抜け落ちている。発達障害は全てのライフステージで考えていく必要があるので、このような人たちへの支援も考えてほしい。	・県では、発達障害児者のライフステージに対応する一貫した支援が行われるよう、発達障害者支援センターを設置して相談支援や発達支援、就労支援等を行っているほか、就労や教育、保健など各分野の関係機関等からなる「富山県発達障害者支援体制検討委員会」を開催し、連携を図っています。(発達障害児者支援の各種取組について、素案Ⅲ-2-(2)①で記載しています。) ・ご意見を踏まえ、今後とも、各関係機関が適切にそれぞれの役割を果たすとともに、切れ目のない支援が行われるよう、関係機関相互や市町村等との連携を一層密にしてまいります。
11	中山委員	 ・障害者に対するホームヘルプサービスに対応できる人材を確保するため、訪問介護の資格取得時に障害者対応の基本的な研修を義務付けることはできないか。 ・障害者ヘルパーの確保について、各市町村が地域の中で獲得するというくらいの意気込みでやらないとなかなか人材の確保は難しい。 	・障害の特性を理解して障害者に適切にサービス提供ができるヘルパーを養成していくことは大変重要であり、素案でもⅢ-4-(2)①で障害の特性等を理解したホームヘルパーを養成するための研修の充実に努めることを記載しています。なお、研修内容等については、富山県ホームヘルパー協議会にもご相談させていただきながら、改善すべきところがあれば適切に対応していきたいと考えています。 ・ヘルパー等人材の養成は基本的には県の役割ですが、地域の実情に応じた養成や確保の方法等について、機会をとらえて市町村等とも意見交換したいと考えています。
12	富山県視覚障害 者協会	・視覚障害者の情報障害の改善のためには、音声化・点字化されたものの提供が必要であり、「点訳奉仕員」を「点訳・音訳奉仕員」というように「音訳」という語をいれてほしい。	・「点訳奉仕員」と「朗読奉仕員」の養成については、国の地域生活支援事業の交付要綱に基づき実施しており、同要綱では「点訳奉仕員」「朗読奉仕員」の養成とされておりますので、ご理解をお願いします。・なお、素案のIV-3-(2)①において、「視覚障害者が必要な情報を得られるよう、県の点字広報及び声の広報の発行など、点字、音声等による情報提供を充実します。」と記載しています。
13	富山県視覚障害 者協会	・移動支援について、「通常の人が移動する手段で視覚障害者も移動できるように支援する。」と記載してほしい。	・障害者の移動支援については、国の障害者基本計画 において「障害者の移動に関する支援の在り方につ いて、社会参加の機会の確保の観点から、障害者の ニーズと実情を踏まえた検討を行う。」とされているこ とから、国の検討結果も踏まえて適切に対応したいと 考えています。
14	富山県障害者スポーツ協会	・国の障害者基本計画から県のもの を見ると、教育に関することで、富山 県はやや弱いと考えられる。国では インクルーシブ [*] 教育システムの構築 とあり、この考え方が県の障害者計 画にも盛り込まれていない気がす る。	・ご意見も踏まえ、素案ではⅡ-1の項目名を「インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進」とし、関連の施策を新たに記載しました。
15	富山県精神保健福祉家族連合会	 I-1-(2)①「学校における福祉教育の推進」を「学校における精神保健福祉教育の推進」に変更していただきたい。 また、その項目における施策として、「小学校、中学校、高等学校の現場で、年齢に応じて、精神疾患について正しい理解ができる教育(1)モデル校の選定と実施、(2)副読本による教育(啓発教育)」を追加してほしい。 	 福祉教育は高齢者の分野も含めて幅広く対象としており、精神保健福祉教育のみの項目を設定することは難しいことをご理解願います。 ご意見も踏まえ、素案の I -1-(2)-①において「体育や保健体育などの教科、特別活動、総合的な学習の時間などにおいて、心の健康に関する内容の指導の充実を図ります。」と記載しています。

16	富山県精神保健福祉家族連合会	・ II-2-(1)②「雇用の促進」における 施策として、「公的機関における精 神障害者雇用の促進」を追加してい ただきたい。	・県における障害者雇用については、素案 II -2-(1)② において「障害者雇用促進法に基づき、引き続き、県 及び県教育委員会における障害者雇用の促進を図り ます。」と記載しています。
17	富山県精神保健福祉家族連合会	・Ⅲ-2-(1)②「在宅サービスの充実」 における施策のうち、「精神障害者 保健福祉手帳制度の周知普及」を 「精神障害者保健福祉手帳制度の 充実と周知普及」に改めていただき たい。	・精神障害者保健福祉手帳制度に関する記述については、素案Ⅲ-2-(1)②において「精神障害者保健福祉手帳制度の周知普及、制度利用者数の拡大、公共交通機関等の割引制度について周知及び適用拡大に向け関係機関へ働きかけます。」と記載しています。 ご意見も踏まえ、精神障害者の家族支援の事業とし
		 Ⅲ-2-(1)④「障害者の家族への支援」における施策として、「精神障害者家族のレスパイトサービス事業の推進」を追加していただきたい。 	・て、素案 III-2-(1)④において「精神障害者家族の 負担を軽減するための各種サービス(短期入所、日中 一時支援)を促進するとともに、悩みを持つ精神障害 者家族等の相談事業を推進します。」と記載していま す。
18	富山県精神保健福祉家族連合会	・Ⅲ-5-(4)②「精神医療の充実」に おける施策として、「精神障害者アウトリーチ推進事業の推進(家族に対 する支援を含む)」と「精神障害者に 対する医療費助成制度の普及と適 切な運用」を追加していただきたい。	・未受診者等に対する訪問や受診勧奨については、素 案 III-5-(2)②における施策の中で「厚生センター で、精神保健福祉相談や訪問指導、家族や障害者本 人を対象とした教室等を実施します。」と記載していま す。なお、アウトリーチについては、県外の自治体にお いてモデル的に実施されており、この検証結果も踏ま えて検討してまいりたい。
			・また、素案 III-5-(2)①における施策の中で「障害者が必要な医療サービスを受けられるよう、自立支援 医療制度や公費負担医療制度、重度心身障害者等 に対する医療費助成制度の普及と適切な運用を図り ます。」と記載しています。
19	富山県精神保健福祉家族連合会	・IV-1-(1)「暮らしやすい住まいの整備」における施策の中で、「公的保証人制度の創設、居住入居等支援事業(居住サポート事業)、あんしん賃貸支援事業」を追加していただきたい。	・ご意見を踏まえ、素案のⅢ-2-(1)③「住居の確保」 において、「一般財団法人高齢者住宅財団が行う家 賃債務保証制度について、引き続き賃貸住宅の経営 者等に周知を図ります。」、「あんしん賃貸支援事業に ついて、県、市町村、福祉・居住支援団体等で構成す る『富山県居住支援協議会』において障害者世帯等 からの民間賃貸住宅入居に関する相談を受付けてお り、引き続き適切に対応します。」と記載しています。
20	富山県知的障害 者福祉協会	・障害者の地域移行が進む中、障害者施設が果たすべき地域社会のセーフティネットの構築をはじめ、施設入所者の高齢化、強度高度障害など重度・重複化に対応する既存施設の機能充実や新たな施設機能の整備の方向性についても織り込むべき。	・ご意見を踏まえ、素案のⅢに「3 障害者施設の整備 の方向と施設機能の充実・活用」という項目を新たに 設けました。そして、施設整備の基本的方向、施設機 能の地域支援への活用及び入所者の生活の質の向 上のほか、新たに入所者の高齢化や障害の重度化・ 重複化に対する施設機能の在り方等について検討す ることとしています。
21	富山県知的障害 者福祉協会	・障害者基幹相談センターの設置は、 各市町村が設置主体であることから、その整備について鋭意促進を図るとともに、障害保健福祉圏域内の 障害者基幹相談センター間の連携 強化に努めることを追加してほしい。	・ご意見も踏まえ、素案 Ⅲ-1-(1)①「身近な相談支援の充実」における施策の中で「地域における相談支援の拠点である基幹相談支援センターの設置に対する支援など総合的・専門的な相談支援体制の充実に努めます。」と記載しています。
22	富山県知的障害 者福祉協会	・障害者就業・生活支援センターの就業支援ワーカーや生活支援ワーカーか生活支援ワーカーの増員に努めることを追加してほしい。	・素案では、II-2-(1)③「総合的な就労支援」において、「障害者就業・生活支援センターに障害者の職業的自立を支援する専任職員を配置し、個々の障害の特性に応じた訓練・指導を通じて就業と日常生活の両面から支援します。」と記載しています。

23	富山県知的障害者福祉協会	・グループホームの整備促進にあたって、一定条件が確保されている場合には建築基準法や消防法の条件付き規制緩和について調査検討することを追加してほしい。	・建築基準法や消防法が規制緩和されればグループ ホームの整備が進みやすくなる可能性はありますが、 一方で、火災の防止など安全面を十分考慮する必要 があります。この課題については、引き続き国等の情 報収集に努め、研究していきたいと考えています。
24	手をつなぐ育成会	・差別禁止等について、企業の理解が必要。	・素案の I -2-(1)において、「改正障害者雇用促進法 (平成28年4月施行)で規定された雇用分野における 障害者に対する差別禁止等について、企業の理解が 促進されるよう周知を図ります。」と記載しています。
25	手をつなぐ育成会	・小・中学校等における校内の支援体制整備について、小・中学校での支援学級の増加も踏まえて、「小・中学校の一般教員に対する特別支援教育の強化充実」「小・中学校、特別支援学校間での連携した特別支援教育の推進」を追加してほしい。	・ご意見も踏まえ、素案 II-1-(1)における施策の中で、「小・中学校における発達障害を含む障害のある児童生徒への理解啓発を図るとともに、小・中学校の教員への研修を行い、校内の支援体制を整備します。」と記載しています。
26	手をつなぐ育成会	・グループホームの整備支援に関して、「住民理解をえるための積極的な啓発活動」について追加してほしい。	・障害者に対する県民、住民の理解を深めることは大変重要であり、素案では I 1(1) 啓発・広報活動の推進、(2) 福祉教育の推進などの項目で、理解促進に係る施策を掲載しています。

(※)新病院・こどもセンター ⇒ 「新たな総合リハビリテーション病院・こども医療福祉センター(仮称)」(平成27年10月開院を目指して整備中)